

<やまぎん>自動集金Web伝送サービス利用規定

株式会社山形銀行（以下「当行」といいます。）は、当行がインターネット上で提供する『<やまぎん>自動集金Web伝送サービス』（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して、次のとおり利用規定（以下「本規定」といいます。）を定めます。

1. 総則

- (1) 本サービスは当行と「預金口座振替委託」契約（以下「本契約」といいます）を締結している契約者（契約時に、契約を締結する主体として登録された会社名・団体名・個人名）が提供を受けられるものとします。
- (2) 本サービスの利用申込みは、当行が定める手続きに従って申込みをするものとします。

2. サービス内容

- (1) 本サービスは、契約者がパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）により、インターネットを利用して、口座振替請求データの作成・送信、口座振替結果データの受信、口座振替結果明細表の受領、その他当行が定めるサービスを受けることができることを内容とします。
- (2) 本サービスの利用日・利用時間は、当行が定める利用日・利用時間とします。ただし、緊急時の障害対応やシステム停止を伴う保守管理その他当行の責によらないインターネット等の通信経路で工事・障害等が発生した場合は取扱時間中であっても、契約者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。
- (3) 本サービスは、当行が推奨する、OS、ブラウザ、PDF表示印刷その他ご利用環境にてご利用ください。

3. 利用者

本サービスの利用者は、契約者が指定するものとし、契約者の責任において利用者に本規定を遵守させ、その利用に係る責任を負うものとします。

4. ログインID・パスワード管理

- (1) 本サービスは、利用者および利用権限確認のため、当行が所定の方法で付与通知する「ログインID」（「利用者ID」ともいいます）と当行所定の方法で利用者が登録管理する「パスワード」を使用します。
 - ①利用者のログインIDは、本サービス利用申込みにより当行が付与通知します。
 - ②利用者のパスワードは、初回のログイン時のみ使用する仮パスワードを当行が付与通知します。利用者は、初回ログイン後、パスワードを変更するものとします。また利用者は、定期的にパスワードを変更するとともに、自らの責任において管理するものとします。

5. 利用するサービスの変更

契約者が利用するサービスを変更する場合は、当行が定める手続きに従って変更を行うものとします。

6. 契約者情報の取扱い

- (1) 当行は、契約者が本サービスの申込み時に届けた情報、および契約者が本サービスを利用するために登録した情報、本サービス利用履歴等の情報（以下「契約者情報」という）を当行の「プライバシーポリシー」に従い、収集または利用します。
- (2) 当行の「プライバシーポリシー」については、当行ウェブページに掲載します。

7. サービス利用料金

- (1) 本サービスの利用にあたっては、契約者は当行所定の利用手数料ならびにこれに係る消費税等相当額を支払うものとします。また、本サービスを利用するにあたり必要となる通信料金、インターネットの接続料金、コンピュータその他機器等については、契約者が負担するものとします。
- (2) 当行は本サービスの利用手数料について、新設あるいは改定する場合があります。ただし、実施の前に、当行

所定の方法により、その効力発生日を含め内容を掲示します。掲示された効力発生日以降にサービスを利用した場合、契約者は、その内容を異議なく承諾したものとします。契約者は、この新設、改定等に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は、11. サービスの解約、一時停止等の規定を準用するものとします。

- (3) 本サービスの利用手数料は、当行所定の方法により普通預金規定、当座勘定規定（当座勘定貸越約定を含みます。）、信用保証協会保証付当座貸越約定書（以下「預金規定等」といいます。）の各約定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、当座小切手、借入請求書の提出なしに指定口座から自動的に引落とします。

8. 口座振替手数料

契約者は本規定の7. サービス利用料金とは別に当行所定の口座振替手数料を支払うものとします。

9. 届出事項の変更

- (1) 契約者は届出事項に変更があった場合は、直ちに当行指定の方法により届出るものとします。また、変更の届出は、当行の変更手続が終了した後に有効となります。なお、この届出の前に生じた損害については、契約者が全ての損害を負うものとし、当行は責任を負いません。
- (2) 契約者が届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当行は一切その責任を負わないものとします。
- (3) 当行は、変更内容を審査し、本サービスの提供を一時的に中止または本サービスを解約することがあります。なお、その場合に生じた損害について、当行はその理由の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。
- (4) 当行が契約者にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または送付書類を発送した場合には、本条の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. 免責事項等

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話不通等の通信手段の障害等により取扱いが遅延・不能となった場合、そのために生じた損害については、当行では責任を負いません。
- (2) 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 契約者は当行が提供するマニュアル、リーフレット、ホームページ等に記載されている当行所定のセキュリティ対策、盗聴等の不正利用対策、および本人確認手段について承知し、そのリスクの内容を承諾のうえ本サービスの利用を行うものとし、これらの処置にかかわらず盗聴等の不正使用があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 契約者が本規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

11. サービスの解約、一時停止等

- (1) 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある等、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。なお、当該手続には本利用規定が適用されます。

- (3) 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
- ①支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき
 - ④相続の開始があったとき
 - ⑤支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
 - ⑥1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑦解散、その他営業活動を休止したとき
 - ⑧本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届出したことが判明したとき
 - ⑨本規定に違反したとき
 - ⑩その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
- (6) 当行は、本サービスの利用として不適切であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当行はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

12. サービス内容・規定等の変更

- (1) 当行Webサイトにおいてする揭示またはその他の方法により定める個別規定は、本規定においても適用されます。本規定と揭示・個別規定が矛盾抵触する場合には、原則として揭示・個別規定が優先するものとします。
- (2) 本サービスの内容は、本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。
- (3) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (4) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

13. 関係規程の適用・準用

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

14. 反社会的勢力の排除

- (1) 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不

当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 当行は、契約者が前記(1)、(2)に違反した場合、何ら催告することなく、本契約を解約できるものとします。
- (4) 当行が前記(3)解約権を行使したことにより、契約を解除された契約者に損害が生じた場合、契約者は当行に何ら請求を行わないものとします。

15. 禁止行為

- (1) 契約者は、本規定にもとづく契約者の権利および預金等を譲渡、質入れ等することはできません。
- (2) 契約者は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて以下の行為をしてはならないものとします。また、当行は、契約者が本サービスにおいて、以下の行為を行い、または行うおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。
 - ①公序良俗に反する行為
 - ②犯罪的行為に結びつく行為
 - ③他の契約者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
 - ④他の契約者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
 - ⑤他の契約者または第三者を誹謗中傷するような行為
 - ⑥他の契約者または第三者に不利益を与えるような行為
 - ⑦本サービスの運営を妨げるような行為
 - ⑧本サービスで提供される情報を不正の目的をもって利用する行為
 - ⑨当行の信用を毀損するような行為
 - ⑩風説の流布、その他法律に反する行為
 - ⑪自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との提携、協力関係を偽る等の行為
 - ⑫その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

16. 準拠法

本規定の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

17. 弁護士費用

本契約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。

18. 合意管轄

本サービスの利用に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、山形地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

ただし、付加情報提供サービスに関しては、別途コンテンツ運営者が定めるところがあれば、それに従うものとします。